労災レセプト電算処理システム

オンライン又は光ディスクによる
請求に係る記録条件仕様（調剤用）

令和８年６月版

厚生労働省労働基準局

〈　目　次　〉

第１章　電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項　…………　1
1　電気通信回線　……………………………………………………　1
2　取り扱う情報　……………………………………………………　1
3　方式　………………………………………………………………　1
（１）記録形式　…………………………………………………………　1
（２）ファイル構成　……………………………………………………　1
（３）情報表記仕様　……………………………………………………　1
　ア　請求ファイルの構成　…………………………………………　1
　イ　請求ファイル構成イメージ　…………………………………　3
　ウ　レコード形式　…………………………………………………　4
　エ　内容を表現する文字の符号　…………………………………　5
　オ　全角カナの範囲　………………………………………………　6
（４）　各種レコードの記録要領に関する事項　………………　6（別冊１）
　ア　薬局情報　………………………………………………　別冊１
　（ア）薬局情報レコード
　（イ）マルチボリューム識別情報
　イ　レセプト共通情報　………………………………………　別冊２
　　レセプト共通レコード
　ウ　レセプト情報　……………………………………………　別冊５
　　労災レセプトレコード
　エ　処方情報　…………………………………………………　別冊７
　（ア）処方基本レコード
　（イ）調剤情報レコード
　（ウ）医薬品レコード
　（エ）特定器材レコード
　（オ）コメントレコード
　オ　摘要欄情報　……………………………………………　別冊１４
　　摘要欄レコード
　カ　基本料・薬学管理料情報　………………………………　別冊１４
　　基本料・薬学管理料レコード
　キ　分割技術料情報　…………………………………………　別冊１７
　　分割技術料レコード
　ク　労災薬剤費請求書情報　…………………………………　別冊１８
　　労災薬剤費請求書レコード

第２章　光ディスクを用いた費用の請求に関する事項 ･･･････････････････ 7
１　媒体関連仕様 ･･･ 8
２　情報表記仕様 ･･･ 8
３　各種レコードの記録要領に関する事項 ･･･････････････････････････ 8

別表　　各種コードに関する事項

別表１　都道府県コード ･･･････････････････････････ １（別表）
別表２　点数表コード ･･･････････････････････････ ２（別表）
別表３　削除（年号区分コード） ･･･････････････････ ２（別表）
別表４　男女区分コード ･･･････････････････････ ２（別表）
別表５　初回・継続コード ･･･････････････････ ２（別表）
別表６　業務災害・通勤災害コード ･･･････････ ２（別表）
別表７　帳票種別コード ･･･････････････････ ２（別表）
別表８　剤形コード ･･･････････････････ ２（別表）
別表９　用法コード ･･･････････････ ３（別表）
別表１０　算定区分コード ･･･････････ ４（別表）
別表１１　分割調剤種類コード ･･･････ ４（別表）
別表１２　混合区分コード ･･･････ ４（別表）
別表１３　特定器材単位コード ･･･････ ５（別表）
別表１４　都道府県労働局コード ･･･････ ７（別表）
別表１５　労働基準監督署コード ･･･････ ８（別表）
別表１６　包括管理料等コード ･･･････ １６（別表）
別表１７　他医療機関受診コード ･･･････ １６（別表）
別表１８　減算区分コード ･･･････ １６（別表）

別添　　処方基本レコードの「別表　８　剤形コード」と調剤情報レコードの「別表　１０　算定区分コード」の対応表･･･････ １（別添）

第１章　電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

都道府県労働局の使用に係る電子計算機と、労災保険指定薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び取り扱う情報並びに方式については、本章の定めるところによる。

１　電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用したIP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいてはIPsec（IETF（Internet Engineering Task Force）において標準とされた、IP（Internet Protocol）レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称）とIKE（Internet Key Exchange；IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル）を組み合わせた接続とする。

２　取り扱う情報

労災薬剤費請求内訳書情報及び労災薬剤費請求書情報とする。

３　方式

（１）記録形式

ＣＳＶ形式とする。

（２）ファイル構成

ファイル名を“RREYnnmm”とし、拡張名を“CYO”とする。

nn=２桁の連番（原則として、請求月単位に重複しないこととする。）

mm=２桁の連番（薬局情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。）

例）RREY0100.CYO

（３）情報表記仕様

ア　請求ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

（ア）ファイルは、１ボリューム複数ファイルを可とする。

（イ）ファイルの作成単位は、初回分の請求については、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署ごとに１つの請求書ファイルにまとめて、また、２回目以降の請求については、すべてを１つの請求書ファイルにまとめて作成する。（１ファイルに記録できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。）

（ウ）１ボリュームに収まらないような指定薬局単位のレセプトは、レセプト単位に分割して別ボリュームに記録する。

（エ）ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

（オ）１ファイル内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコードの種類		識別情報	備考	記録
薬局情報	薬局情報レコード	ＹＫ	１ファイル単位の先頭に記録	必須
レセプト	（別記）	（別記）	１ファイル単位内に１以上記録	必須
労災薬剤費請求書情報	労災薬剤費請求書情報レコード	ＲＳ	１ファイル単位の最後に記録	必須

（カ）１レセプト内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコードの種類	識別情報	備考	記録	複数
レセプト共通レコード	ＲＥ	レセプト単位データの先頭に記録	必須	不可
労災レセプトレコード	ＲＲ	レセプトの場合に記録	必須	不可
処方情報	（別記）	１処方単位のデータを記録	必須※	可
摘要欄レコード	ＴＫ	摘要欄の内容を記録	任意	可
基本料・薬学管理料レコード	ＫＩ	調剤基本料、薬学管理料を記録	必須※	可
分割技術料レコード	ＳＴ	分割対象点数、分割技術料を記録	任意	可

注　表中「必須※」の情報又はレコードは、いずれか１以上記録する。

（キ）１処方内のレコードの種類及び記録順は、次の表のとおりとする。

レコードの種類		識別情報	備考	記録	複数
処方情報	処方基本レコード	ＳＨ	医薬品の剤形、用法等を記録	必須	不可
	調剤情報レコード	ＣＺ	１調剤日単位のデータを記録	必須	可
	医薬品レコード	ＩＹ	医薬品を記録	必須※	可
	特定器材レコード	ＴＯ	特定器材を記録	必須※	可
	コメントレコード	ＣＯ	コメントを記録	任意	可

注　表中「必須※」のレコードは、いずれか１レコード以上を記録する。

（ク）ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わりを示す１バイトの文字列（以下「ＥＯＦコード」という。）を記録する。

（ケ）レセプトデータを複数ボリュームに分割して記録する場合は、薬局情報レコード及び労災薬剤費請求書レコードのマルチボリューム識別情報に複数ボリューム間の関連付け情報を記録する。

イ　請求ファイル構成イメージ

請求ファイル構成イメージは、下図のとおりである。

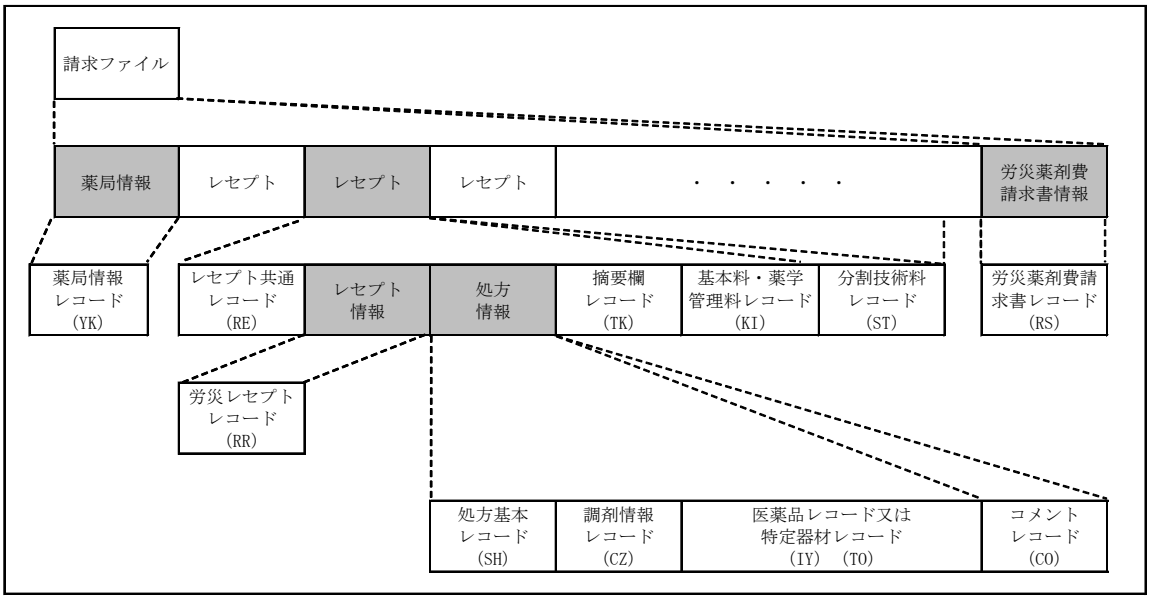

ウ　レコード形式

（ア）レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行コードを入れる。

（イ）レコード内の各項目間は、カンマ“，”で区切る。（数値項目の編集に、位取り用のカンマを使用しない。）

（ウ）各項目は最大バイト数を規定し、項目形式が固定の項目については最大バイト数で記録し、可変の項目については有効桁（文字）までの記録とする。
なお、有効桁（文字）以降に継続する“スペース”は記録しない。
モード（項目形式）ごとの文字種別及び詳細内容は次のとおりとする。

モード	項目形式	文字種別	詳細内容
数字	可変	半角数字	上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁のゼロを除いた数字（小数点以下が全てゼロの場合は小数点も除く）を記録する。 ただし、別表等に規定されているコードの１文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。 【記録例】 （誤）「001」 →（正）「1」 ※別表等に規定されているコードが“01”である場合（正）「01」 「2桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、2桁で記録する。」と規定されている場合（正）「01」 （誤）「1.0」 →（正）「1」 （誤）「1.10」→（正）「1.1」 （誤）「0.00」→（正）「0」
	固定	半角数字	最大バイト数で記録する。
英数	可変	半角英数	有効文字までの記録とする。 ただし、別表等に規定されているコードの１文字目等の“0”及び特に定める場合の“0”については記録する。 【記録例】 （誤）「01」 →（正）「1」 ※別表等に規定されているコードが“01”である場合（正）「01」 「2桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、2桁で記録する。」と規定されている場合（正）「01」
	固定	半角英数	最大バイト数で記録する。
漢字	可変	全角文字	有効文字までの記録とする。
	固定	全角文字	最大バイト数で記録する。

（エ）対象の年の記録に当たっては西暦を使用し、時刻の記録に当たっては24時間表記を使用する。年月日等及び時刻等に関する項目の記録方法は次の通りとする。

項目の内容	バイト数	記録方法	（記録桁）	備考
年月	6	数字“YYYYMM”	全桁	YYYY…年（西暦）
年月日	8	数字“YYYYMMDD”	全桁	MM…月
時刻	4	数字“hhmm”	全桁	DD…日
時間（ｎ時間）	2	数字“hh”	有効桁まで	hh…時（24時間表記）
時間（ｎ分）	5	数字“mmmmm”	有効桁まで	mm…分　　を表す。

エ　内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、ＪＩＳＸ０２０１－１９７６の８単位符号及びＪＩＳＸ０２０８－１９８３の附属書１にて規定されているシフト符号化表現（シフトＪＩＳ）によるものとする。

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、下表のとおりとする。

符号名称	図形記号	１６進数※	バイト数	用途
カンマ	,	(2C)	1	項目の区切りを表現する。
引用符	″	(22)	1	使用しない。
改行コード		(0D)(0A)	2	レコードの区切りを表現する。
ＥＯＦコード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。

※　１６進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

オ　全角カナの範囲

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフトＪＩＳコードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
8140		、	。	,	.	・	:	;	?	!	゛	°	´	`	¨	^
8150	￣	_	ヽ	ヾ	ゝ	ゞ	〃	仝	々	〆	〇	ー	―	-	／	＼
8160	～	∥	｜	…	‥	‘	’	“	”	(	)	〔	〕	[	]	{
8170	}	〈	〉	《	》	「	」	『	』	【	】	＋	－	±	×	

～

82E0	も	ゃ	や	ゅ	ゆ	ょ	よ	ら	り	る	れ	ろ	ゎ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	ん	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
8340	ァ	ア	ィ	イ	ゥ	ウ	ェ	エ	ォ	オ	カ	ガ	キ	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	ヂ	ッ	ツ	ヅ	テ	デ	ト	ド	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	バ
8370	パ	ヒ	ビ	ピ	フ	ブ	プ	ヘ	ベ	ペ	ホ	ボ	ポ	マ	ミ	
8380	ム	メ	モ	ャ	ヤ	ュ	ユ	ョ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ヮ	ワ
8390	ヰ	ヱ	ヲ	ン	ヴ	ヵ	ヶ	・	・	・	・	・	・	・	・	Α
83A0	Β	Γ	Δ	Ε	Ζ	Η	Θ	Ι	Κ	Λ	Μ	Ν	Ξ	Ο	Π	Ρ
83B0	Σ	Τ	Υ	Φ	Χ	Ψ	Ω	・	・	・	・	・	・	・	・	α
83C0	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	ι	κ	λ	μ	ν	ξ	ο	π	ρ
83D0	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83E0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
83F0	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

（Shift-JIS コード表より抜粋）

使用可能

使用不可能

（４）　各種レコードの記録要領に関する事項

※別冊参照

第２章　光ディスクを用いた費用の請求に関する事項

労災保険指定薬局から都道府県労働局への費用の請求を行う場合の光ディスクに係る規格及び方式については、本章に定めるところによる。

なお、取り扱う情報については、第１章と同じとする。

また、光ディスクの記録形式をＭＳ－ＤＯＳフォーマットのＣＳＶ形式とする。

１　媒体関連仕様

（１）媒体及び物理フォーマット

ＪＩＳ ＴＳ Ｘ００２５－２００５の規格に適合する１２０㎜ コンパクトディスク（ＣＤ－Ｒ）を使用する。

（２）論理フォーマット

論理フォーマットはＩＳＯ９６６０形式（レベル１）に準拠する。

書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション方式）方式とする。

（３）ファイル構成

光ディスクのファイル構成は、次に規定するものを除き、ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠する。

ア　ルートディレクトリのディレクトリ項目は、次のとおりとする。

（ア）　ボリュームラベル項目の有無は、任意とする。

（イ）　サブディレクトリ指示項目は、あってはならない。

（ウ）　ディレクトリ項目のうち、使用中のファイル項目を下表に示す。

文字位置	名前	内容
１～８	名前	“RREYnnmm”　nn=01～99 mm=00～99
９～１１	拡張名	“CYO”
１２	属性	(00)又は(20)
１３～２２	予約	ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠
２３、２４	記録時刻	ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠
２５、２６	記録日付	ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠
２７、２８	先頭クラスタ番号	ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠
２９～３２	ファイル長	ＪＩＳＸ０６０５－１９９７に準拠

注１　文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

２　１６進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

イ　その他のディレクトリ項目は、すべて空きディレクトリ項目でなければならない。

２　情報表記仕様

（１）請求ファイルの構成

第１章－３－（３）－アの「請求ファイルの構成」と同じ。

（２）請求ファイル構成イメージ

第１章－３－（３）－イの「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

（３）レコード形式

第１章－３－（３）－ウの「レコード形式」と同じ。

（４）内容を表現する文字の符号

第１章－３－（３）－エの「内容を表現する文字の符号」と同じ。

３　各種レコードの記録要領に関する事項

（１）薬局情報

第１章－３－（４）－アの「薬局情報」と同じ。

（２）レセプト共通情報

第１章－３－（４）－イの「レセプト共通情報」と同じ。

（３）レセプト情報

第１章－３－（４）－ウの「レセプト情報」と同じ。

（４）処方情報

第１章－３－（４）－エの「処方情報」と同じ。

（５）摘要欄情報

第１章－３－（４）－オの「摘要欄情報」と同じ。

（６）基本料・薬学管理料情報

第１章－３－（４）－カの「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

（７）分割技術料情報

第１章－３－（４）－キの「分割技術料情報」と同じ。

（８）労災薬剤費請求書情報

第１章－３－（４）－クの「労災薬剤費請求書情報」と同じ。

（４） 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種別、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

ア　薬局情報

（ア）薬局情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“YK”を記録する。	
予備１	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	別表 1 都道府県コードを記録する。	
点数表	数字	1	固定	別表 2 点数表コードを記録する。	
薬局コード	数字	7	固定	保険薬局について定められた薬局コードを記録する。	
薬局連絡先名称	漢字	40	可変	労災保険指定薬局の名称を記録する。	
請求年月	数字	6	固定	請求年月を西暦で記録する。	１つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報のうち、最新の投薬年月を記録する。（投薬年月が2020年4月と2020年5月のレセプト情報が記録されている場合には、202005となる）
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	ボリューム単位ごとに“00”から昇順に２桁の連続番号を記録する。	
電話番号	英数	15	可変	１　労災保険指定薬局の電話番号を記録する。 ２　電話番号は市外局番、市内局番及び加入者番号を記録する。各番号の間にはカッコ又はハイフンを記録しても差し支えない。	必ず記載する。

（イ）マルチボリューム識別情報

マルチボリューム識別情報の記録は、次のとおりとする。

ボリューム１

薬局情報 “00”	レセプト1	・・・	レセプトx	労災調剤費請求書情報“01”

ボリューム２

薬局情報 “01”	レセプトx+1	・・・	レセプトy	労災調剤費請求書情報“02”

ボリューム３

薬局情報 “02”	レセプトy+1	・・・	レセプトz	労災調剤費請求書情報“99”

注１　引用符内の数字は、マルチボリューム識別情報を示す。

２　１レセプトのデータが複数ボリュームにまたがらないように、レセプト単位に分割して記録する。

イ　レセプト共通情報

レセプト共通レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RE”を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	1　レコードが属するレセプト番号を記録する。 2　レセプト番号は、レセプト記録順に〝1〟から昇順に連続番号を記録する。	
予備１	数字	4	可変	記録を省略する。	
予備２	数字	5	可変	記録を省略する。	
労働者の氏名	英数 又は 漢字	40	可変	1　姓名を記録する。 2　姓と名の間に1文字分の“スペース”を記録する。 3　英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モードごとの文字数の上限は、次のとおりとする。 英数：４０ 漢字：２０
男女区分	数字	1	固定	別表 4 男女区分コードを記録する。	
生年月日	数字	8	固定	生年月日を西暦で記録する。	
予備３	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備４	英数	10	可変	記録を省略する。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

項目			モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
医療機関名称・所在地	コード	都道府県	数字	2	可変	1　医療機関が所在する別表 1 都道府県コードを処方箋に基づいて記録する。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。	1 服薬情報等提供料３に係るレセプトの場合については、令和６年６月調剤分以降記録を省略する。 2 服用薬剤調整支援料２に係るレセプトの場合については、令和９年６月調剤分以降記録を省略する。
		点数表	数字	1	可変	1　医療機関が使用する別表 2 点数表コードを処方箋に基づいて記録する。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。	
		医療機関	数字	7	可変	1　医療機関コードを処方箋に基づいて記録する。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。	1 健保の医療機関コードを記載する。 2 服薬情報等提供料３に係るレセプトの場合については、令和６年６月調剤分以降記録を省略する。 3 服用薬剤調整支援料２に係るレセプトの場合については、令和９年６月調剤分以降記録を省略する。
	名称		漢字	40	可変	1　医療機関の名称を処方箋に基づいて記録する。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。	1 服薬情報等提供料３に係るレセプトの場合については、令和６年６月調剤分以降記録を省略する。 2 服用薬剤調整支援料２に係るレセプトの場合については、令和９年６月調剤分以降記録を省略する。
	所在地		漢字	80	可変	1　医療機関の所在地を処方箋に基づいて記録する。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。	
保険医氏名	氏名	①	英数又は漢字	40	可変	1　処方箋を発行した保険医である医師又は歯科医師の姓名を記録する。ただし、最大２０名までの記録とする。 2　外来服薬支援料１、服用薬剤調整支援料２、服薬情報等提供料３及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 3　姓と名の間に１文字分の“スペース”を記録する。 4　英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 5　保険医が２０名に満たない場合は、必要な人数分記録し、残りは省略する。	1 モードごとの文字数の上限は、次のとおりとする。 英数：４０ 漢字：２０ 2 服薬情報等提供料３に係るレセプトの場合については、令和６年６月調剤分以降記録を省略する。 3 服用薬剤調整支援料２に係るレセプトの場合については、令和９年６月調剤分以降記録を省略する。
		②～⑲					
		⑳	英数又は漢字	40	可変		
麻薬免許番号			漢字	40	可変	1　麻薬を調剤した場合は、麻薬小売業の免許番号を記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
調剤録番号等	英数	20	可変	1　調剤録番号又は患者ＩＤ番号等を記録する。 2　記録は任意とする。	
予備５	数字	1	可変	記録を省略する。	
電算処理受付番号	英数	20	可変	1　電算処理受付番号を記録する。（２０桁で構成する。） 2　オンライン請求において、都道府県労働局からオンラインで返戻される返戻ファイルの請求データに記録する。なお、光ディスクを用いた請求の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合は、記録を省略する。
予備８	数字	5	可変	記録を省略する。	
請求情報	英数又は漢字	40	可変	1　労災保険指定薬局固有の情報を記録する。 2　英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 3　記録は任意とする。	
予備６	数字	1	可変	記録を省略する。	
予備７	漢字	80	可変	記録を省略する。	

注　「返戻ファイル」については、
「労災レセプト電算処理システム　オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る　記録条件仕様（調剤用）」
を参照。

ウ　レセプト情報

労災レセプトレコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RR”を記録する。	
回数 （同一傷病について）	数字	2	可変	1　同一傷病の回数を記録する。 2　同一傷病の回数を記録できない場合は、記録を省略する。	
初回・継続の区分	数字	1	固定	別表 5 初回・継続コードを記録する。	
業務災害・通勤災害の区分	数字	1	固定	別表 6 業務災害・通勤災害コードを記録する。	
帳票種別	数字	1	固定	別表 7 帳票種別コードを記録する。	
年金証書番号	数字	9	可変	1　傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。 2　年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
労働保険番号	数字	14	可変	1　傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。 2　上記１の労働保険番号が不明の場合は、「99999999999999」を記録する。 3　年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
傷病年月日	数字	8	可変	1　傷病年月日（傷病労働者の負傷又は発病年月日）を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、西暦で記録する。 2　年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
投薬期間－初日	数字	8	固定	当該薬剤費の計算の基礎となった投薬期間の初日を西暦で記録する。	
投薬期間－末日	数字	8	固定	当該調剤費の計算の基礎となった投薬期間の末日を西暦で記録する。	
労働者の氏名（カナ）	漢字 (全角カナのみ)	40	可変	1 姓名を全角カナで記録する。 2 姓と名の間に１文字分の“スペース”を記録する。 3 ２０文字を超える部分については省略する。	
事業の名称	漢字	40	可変	傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。	
事業場の所在地	漢字	80	可変	傷病労働者の所属する事業場の所在地を「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、記録する。	

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
請求点数	数字	7	可変	点数の合計を記録する。	
合計額	数字	9	可変	請求点数金額換算を記録する。	
処方箋受付回数	数字	2	可変	処方箋の受付回数を記録する。	

エ　処方情報

（ア）処方基本レコード

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	“SH”を記録する。	
Ｎｏ		数字	2	固定	処方情報の処方基本レコード記録順に“01”から昇順に連続番号を記録する。	
剤形コード		数字	1	固定	別表 8 剤形コードを記録する。	
用法	用法コード	数字	3	可変	1　内服、浸煎及び湯の場合は、別表 9 用法コードを記録する。 2　内服、浸煎及び湯以外の場合は、未コード化用法コードの記録に代えて、コメントレコードにより用法を記録しても差し支えない。 3　外用、注射及び材料の場合は、記録を省略しても差し支えない。	
	特別指示	漢字	80	可変	1　未コード化用法の場合は、用法の特別指示を記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	
単位薬剤料　合計		数字	7	可変	単位薬剤料又は単位材料料の点数を記録する。	
予備１		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備２		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備３		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備４		数字	7	可変	記録を省略する。	

（イ）調剤情報レコード

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	“CZ”を記録する。	
医師番号		数字	2	可変	当該処方箋を発行した医師又は歯科医師の「保険医氏名」欄の該当番号を記録する。	
処方月日		数字	8	固定	処方月日を西暦で記録する。	
調剤月日		数字	8	固定	1　調剤月日を西暦で記録する。 2　材料の場合は、支給月日を記録する。	
処方箋受付回		数字	2	可変	当該調剤の処方箋受付回を記録する。	
調剤数量		数字	3	可変	1　調剤数量を記録する。 2　材料の場合は、支給回数を記録する。 3　内服及び湯以外の場合は、必ず“1”を記録する。	
薬剤調製料	予備１	英数	1	可変	記録を省略する。	
	算定区分	数字	1	固定	1　別表10 算定区分コードを記録する。 2　薬剤調製料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該薬剤調製料の算定区分を記録する。	
	算定先No	数字	2	固定	1　算定区分に「1」又は「2」を記録した場合は、当該処方Ｎｏを記録する。 2　算定区分に「3」を記録した場合は、調剤数量の合算先の処方Ｎｏを記録する。 3　算定区分に「4」を記録した場合は、服用時点が同一である処方Ｎｏを記録する。ただし、別の処方が同一レセプトに存在しない場合は、“00”を記録する。 4　算定区分に「6」を記録した場合は、同一有効成分・同一剤形である処方Ｎｏを記録する。 5　薬剤調製料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該薬剤調製料の算定先Ｎｏを記録する。	
	コード	数字	9	可変	1　当該薬剤調製料について、別に定める調剤行為コードを記録する。 2　分割調剤（医師の指示による分割調剤を除く。）、漸減療法を行った場合又は薬剤調製料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、薬剤調製料点数にかかわらず、その処方箋受付回の調剤数量に対応したコードを記録する。 3　医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量に対応したコードを記録する。 4　材料の場合は、記録を省略する。	

項目				モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
薬剤調製料	点数			数字	4	可変	1　薬剤調製料の点数を記録する。 2　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における分割調剤を行った場合の第２回目以降の薬剤調製料は、第１回目の調剤から通算した日数に対応する薬剤調製料から前回までに請求した薬剤調製料の点数を減じた点数を記録する。 3　医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量に対応した薬剤調製料の点数を記録する。 4　薬剤調製料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、“0”を記録する。	
分割調剤	分割区分			数字	2	可変	1　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における分割調剤を行った場合は、調剤ごとに初回を“1”とし２回目以降連番を記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	
	前回までの数量			数字	3	可変	1　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における分割調剤を行った場合は、前回までの分割調剤を行った数量（″1″以上）を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	
薬剤料	点数			数字	7	可変	1　薬剤料の点数を記録する。 2　材料の場合は材料料の点数を記録する。	
	予備２			数字	7	可変	記録を省略する。	
加算料	コード・点数	①	予備３	英数	1	可変	1　当該加算料の別に定める調剤行為コード及び点数を、対で記録する。ただし、調剤基本料に対応する加算、夜間・休日等加算、調剤時残薬調整加算、薬学的有害事象等防止加算及び調剤管理料の時間外等加算については記録しない。 2 医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量又は支給日数に対応した点数を記録する。 3　加算料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該加算料のコード及び点数（“0”を記録する。）を、対で記録する。 4　加算料が１０種類に満たない場合は、残りは省略する。	一包化加算については、令和4年3月調剤以前分の場合に記録する。
			コード	数字	9	可変		
			点数	数字	4	可変		
		②～⑨						
		⑩	予備３	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
			点数	数字	4	可変		
一包化日数				数字	3	可変	1　外来服薬支援料２の算定対象となる剤の場合は、当該剤の調剤数量のうち一包化として投与した数量（″1″以上）を記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	令和4年3月調剤以前分で、一包化加算の算定対象となる剤の場合は、1のとおり記録する。
分割調剤	分割調剤種類			数字	1	可変	1　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における分割調剤を行った場合、別表11 分割調剤種類コードを記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	
	前回までの一包化日数			数字	3	可変	1　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における一包化の分割調剤を行った場合は、前回までの一包化を行った数量（″1″以上）を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
医師の指示による分割調剤	コード	数字	9	可変	1 医師の指示による分割調剤を行った場合は、別に定める調剤行為マスターの項番１０「新又は現点数点数識別」が「７：分数減算」であるコードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
	分割区分	数字	2	可変	1 医師の指示による分割調剤を行った場合は、調剤ごとに初回を“1”とし２回目以降連番を記録する。 2 前回までの調剤が他の薬局において行われた場合は、前回までの調剤を通算して連番を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
	分割対象調剤数量	数字	3	可変	1 医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象薬剤（内服及び湯に限る。）のS調剤数量を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
	分割対象一包化日数	数字	3	可変	1 医師の指示による分割調剤であって、一包化の調剤を行った場合は、分割対象調剤数量のうち一包化として投与する数量（〝1〟以上）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
包括管理料等		数字	2	可変	1 当該調剤の処方箋受付回において、薬剤調製料及び調剤管理料等を包括する薬学管理料等を算定する場合は、別表16 包括管理料等コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	令和８年６月調剤以降分の場合、記録を省略する。
他医療機関受診に係る処方箋受付		数字	2	可変	1 他医療機関受診に係る処方箋受付の場合は、別表17 他医療機関受診コードを記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
外来服薬支援料２	予備４	英数	1	可変	1　外来服薬支援料２の別に定める調剤行為コード及び点数を、対で記録する。ただし、一包化加算については記録しない。 2 医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量又は支給日数に対応した点数を記録する。 3　加算料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該加算料のコード及び点数（“0”を記録する。）を、対で記録する。 4　その他の場合は、記録を省略する。	令和4年3月調剤以前分は記録を省略する。
	コード	数字	9	可変		
	点数	数字	4	可変		

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

項目			モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
調剤管理料	予備５		英数	1	可変	記録を省略する。	
	算定区分		数字	1	可変	1　別表10 算定区分コードを記録する。 2　調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該調剤管理料の算定区分を記録する。 3　その他の場合は、記録を省略する。	
	算定先No		数字	2	可変	1　算定区分に「1」又は「2」を記録した場合は、当該処方Ｎｏを記録する。 2　算定区分に「3」を記録した場合は、調剤数量の合算先の処方Ｎｏを記録する。 3　算定区分に「4」を記録した場合は、服用時点が同一である処方Ｎｏを記録する。ただし、別の処方が同一レセプトに存在しない場合は、“00”を記録する。 4　算定区分に「6」を記録した場合は、同一有効成分・同一剤形である処方Ｎｏを記録する。 5　調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該調剤管理料の算定先Ｎｏを記録する。 6　その他の場合は、記録を省略する。	
	コード		数字	9	可変	1　当該調剤管理料について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録やその他の管理を行った場合、別に定める調剤行為コードを記録する。 2　分割調剤（医師の指示による分割調剤を除く。）を行った場合、又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、調剤管理料点数にかかわらず、その処方箋受付回の調剤数量に対応したコードを記録する。 3　医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量に対応したコードを記録する。 4　材料の場合は、記録を省略する。 5　その他の場合は、記録を省略する。	令和4年3月調剤以前分は記録を省略する。
	点数		数字	4	可変	1　調剤管理料の点数を記録する。 2　14日分を超える投薬及び後発医薬品に係る処方箋受付における分割調剤を行った場合の第２回目以降の調剤管理料は、第１回目の調剤から通算した日数に対応する調剤管理料から前回までに請求した調剤管理料の点数を減じた点数を記録する。 3　医師の指示による分割調剤を行った場合は、分割対象となる総調剤数量に対応した調剤管理料の点数を記録する。 4　調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、“0”を記録する。 5　その他の場合は、記録を省略する。	
	時間外等加算	予備６	英数	1	可変	1　当該時間外等加算の別に定める調剤行為コード及び点数を、対で記録する。 2　時間外等加算を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が“0”となる場合についても、当該時間外等加算のコード及び点数（“0”を記録する。）を、対で記録する。 3　その他の場合は、記録を省略する。	令和4年3月調剤以前分は記録を省略する。
		コード	数字	9	可変		
		点数	数字	4	可変		
薬剤料減算	減算区分		数字	2	可変	1　薬剤料を減算する場合は、別表18 減算区分コードを記録する。 2　その他の場合は、記録を省略する。	
	合計		数字	7	可変	1　減算する薬剤料の点数を記録する。 2　減算する薬剤料の点数が0点である場合は、記録を省略する。 3　その他の場合は、記録を省略する。	
	予備７		数字	7	可変	記録を省略する。	令和６年５月調剤以前分は記録を省略する。
	予備８		数字	7	可変	記録を省略する。	
	予備９		数字	7	可変	記録を省略する。	
	予備１０		数字	7	可変	記録を省略する。	

注　１処方内において複数調剤情報レコードを記録する場合、薬剤料減算を記録していない調剤情報レコードと
　　薬剤料減算を記録した調剤情報レコードとは併せて記録しない。

（ウ）医薬品レコード

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	“IY”を記録する。	
予備		英数	1	可変	記録を省略する。	
医薬品コード		数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量		数字	11	可変	１　医薬品の使用量を記録する。 ２　整数部５桁、小数部５桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 ３　保険外併用療養費支給対象医薬品の場合は、記録を省略しても差し支えない。	
予備１		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備２		数字	1	可変	記録を省略する。	
混合区分	コード	数字	1	可変	計量混合等を行った場合は、別表12 混合区分コードを、該当するすべての医薬品に記録する。	
	枝	数字	1	可変	１処方内において計量混合等同一の混合を２回以上行った場合は、該当するすべての医薬品に“1”からの連番を記録する。	
配合不適区分		数字	1	可変	１　剤形が内服で、１調剤行為に当たって、調剤技術上から配合不適と見なした医薬品がある場合は、配合不適となることがわかるように区分する“1”からの連番を記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	
１回用量		数字	11	可変	１　剤形が屯服の場合は、の１回用量を記録する。 ２　整数部５桁、小数部５桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 ３　その他の場合は、記録を任意とする。	

（エ）特定器材レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“T0”を記録する。	
予備１	英数	1	可変	記録を省略する。	
特定器材コード	数字	9	固定	別に定める特定器材コードを記録する。	
使用量	数字	9	可変	１　特定器材の使用量を記録する。 ２　整数部５桁、小数部３桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。	
単位コード	数字	3	可変	１　別表13 特定器材単位コードを記録する。 ２　単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。	
単価	数字	11	可変	１　購入価格により算定する特定器材の場合は、当該価格を記録する。 ２　整数部８桁、小数部２桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 ３　その他の場合は、記録を省略する。	
予備	漢字	40	可変	記録を省略する。	

（オ）コメントレコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“C0”を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	１　コメントコードに応じた文字情報又は数字情報等を記録する。 ２　文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。	

オ　摘要欄情報

摘要欄レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“TK”を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	１　コメントコードに応じた文字情報又は数字情報等を記録する。 ２　文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。	

カ　基本料・薬学管理料情報

基本料・薬学管理料レコード

項目		モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	“KI”を記録する。	
算定日		数字	8	固定	当該調剤基本料、薬学管理料等の算定年月日を西暦で記録する。	令和２年１０月調剤以降分の場合に記録する。
処方箋受付回		数字	2	可変	１　当該調剤基本料、薬学管理料の処方箋受付回を記録する。 ２　調剤を行っていない日に薬学管理料を算定した場合は、“0”又は“00”を記録する。	
調剤基本料	予備２	英数	1	可変	記録を省略する。	
	コード	数字	9	可変	１　当該調剤基本料について、別に定める調剤行為コードを記録する。 ２　調剤基本料の算定がない場合（調剤基本料を包括する薬学管理料等を算定する場合を除く。）は、記録を省略する。	
	点数	数字	4	可変	１　調剤基本料の点数を記録する。 ２　調剤基本料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、“0”を記録する。 ３　調剤基本料の算定がない場合（調剤基本料を包括する薬学管理料等を算定する場合を除く。）は、記録を省略する。	
	予備３	数字	4	可変	記録を省略する。	

項目				モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
薬学管理料	コード・回数・点数	①	予備４	英数	1	可変	1　当該薬学管理料、第５節その他の調剤ベースアップ評価料及び調剤物価対応料の別に定める調剤行為コード、回数及び点数を、対で記録する。 2　調剤を行っていない月に算定した在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、本欄には記録せず、摘要薬学管理料欄に記録する。 3　薬学管理料等が１２種類に満たない場合は、残りは省略する。 4　調剤管理料、調剤管理料における時間外等加算及び外来服薬支援料２については調剤情報レコードに記録する。 5　在宅基幹薬局で、在宅協力薬局の調剤に係る調剤管理料、調剤管理料における時間外等加算及び外来服薬支援料２を算定する場合は、本欄に記録する。	
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
		②～⑪						
		⑫	予備４	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
摘要薬学管理料	コード・回数・点数	①	予備５	英数	1	可変	1　調剤を行っていない月に在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した場合は、本欄に必要事項を記録する。 2　当該薬学管理料の別に定める調剤行為コード、回数及び点数を、対で記録する。 3　薬学管理料が３種類に満たない場合は、残りは省略する。	
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
		②	予備５	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
		③	予備５	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
前回調剤年月日				数字	8	可変	1 前回調剤年月日を必要とする薬学管理料を算定した場合は、その対象となる調剤日を西暦で記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
前回調剤数量				数字	3	可変	1 前回調剤年月日を必要とする薬学管理料を算定した場合は、その対象となる調剤数量（投薬日数）を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

項目				モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
調剤基本料加算	コード・回数・点数	①	予備６	英数	1	可変	１　調剤基本料に対応する加算及び夜間・休日等加算を算定する場合は、当該調剤基本料加算の別に定める調剤行為コード、回数及び点数を、対で記録する。 ２　調剤基本料に対応する加算を包括する薬学管理料等を算定する場合で、点数が”0”となる場合についても、当該加算のコード、回数及び点数（“0”を記録する。）を、対で記録する。 ３　別に定める調剤行為マスターの項番１０「新又は現点数点数識別」が「６：%減算」である場合は、記録する調剤基本料加算の最後に記録する。 ４　調剤基本料加算が１０種類に満たない場合は、残りは省略する。	在宅患者調剤加算については令和６年５月調剤以前分の場合に記録する。
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
		②～⑨						
		⑩	予備６	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
			回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
包括管理料等				数字	2	可変	１　当該処方箋受付回において、調剤基本料を包括する薬学管理料等を算定する場合は、別表16 包括管理料等コードを記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	令和８年６月調剤以降分の場合、記録を省略する。
他医療機関受診に係る処方箋受付				数字	2	可変	１　他医療機関受診に係る処方箋受付の場合は、別表17 他医療機関受診コードを記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	
医師の指示による分割調剤	調剤基本料	コード		数字	9	可変	１　医師の指示による分割調剤を行った場合は、別に定める調剤行為マスターの項番１０「新又は現点数点数識別」が「７：分数減算」であるコードを記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	
	薬学管理料	コード		数字	9	可変	１　医師の指示による分割調剤を行った場合は、別に定める調剤行為マスターの項番１０「新又は現点数点数識別」が「７：分数減算」であるコードを記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	
	摘要薬学管理料	コード		数字	9	可変	１　医師の指示による分割調剤を行った場合は、別に定める調剤行為マスターの項番１０「新又は現点数点数識別」が「７：分数減算」であるコードを記録する。 ２　その他の場合は、記録を省略する。	

注１　令和2年9月調剤以前分に算定日を記録した場合、審査支払機関で読み飛ばし、保険者等への提供を行わない。
　２　摘要薬学管理料を記録する場合に、前回調剤年月日及び前回調剤数量の記録を要するものは次表のとおり。
　　なお、項番「1」及び「2」については、在宅基幹薬局で、在宅協力薬局の前月の調剤に係る場合において記録する。

項番	調剤を行っていない月に算定する場合は摘要薬学管理料として記録する薬学管理料		摘要薬学管理料に併せて記録する項目	
	区分	調剤行為名称等	前回調剤年月日	前回調剤数量
1	１０の２	調剤管理料	不要	不要
2	１０の３	服薬管理指導料４（ロ）、４（ハ）	要	要
3	１４の２	外来服薬支援料２	不要	不要
4	１４の３	服用薬剤調整支援料	不要	不要
5	１４の４	調剤後薬剤管理指導料	不要	不要
6	１５	在宅患者訪問薬剤管理指導料	要	要
7	１５の２	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		
8	１５の３	在宅患者緊急時等共同指導料		
9	１５の５	服薬情報等提供料（服薬情報等提供料３を除く）		
10	１５の７	経管投薬支援料	不要	不要
11	１５の８	在宅移行初期管理料	不要	不要
12	１５の９	訪問薬剤管理医師同時指導料	不要	不要
13	１５の１０	複数名薬剤管理指導訪問料	不要	不要

キ　分割技術料情報

分割技術料レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“ST”を記録する。	
医師番号	英数	59	可変	１　分割対象となる処方箋を発行した医師又は歯科医師の「保険医氏名」欄の該当番号を記録する。 ２　同一処方せん受付回に、分割対象となる処方せんが複数存在する場合は、「保険医氏名」欄の該当番号を区切り文字“:”（文字コード「3ａ」）を使用して区切り、昇順で記録する。	
処方月日	数字	8	固定	分割対象となる処方箋の処方月日を西暦で記録する。	
調剤月日	数字	8	固定	１　分割調剤した調剤月日を西暦で記録する。 ２　材料の場合は、「支給月日」を記録する。	
処方箋受付回	数字	2	可変	分割対象となる処方箋の受付回を記録する。	
分割指示回数	数字	2	可変	医師に指示された分割回数を記録する。	
分割対象点数	数字	7	可変	分割対象点数を記録する。	
分割後点数	数字	7	可変	分割後の点数を記録する。	
予備１	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備２	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備３	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備４	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備５	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備６	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備７	数字	7	可変	記録を省略する。	
予備８	数字	7	可変	記録を省略する。	

ク　労災薬剤費請求書情報
　　労災薬剤費請求書レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“RS”を記録する。	
請求書提出年月日	英数	8	固定	労災診療費請求書提出年月日を西暦で記録する。	
都道府県労働局コード	数字	2	可変	１　初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する別表14 都道府県労働局コードを記録する。 ２　傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 ３　継続分の請求については、記録を省略する。	
労働基準監督署コード	数字	2	可変	１　初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等（変更）届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する別表15 労働基準監督署コードを記録する。 ２　傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 ３　継続分の請求については、記録を省略する。	
指定薬局の番号	数字	8	固定	労災保険指定薬局番号８桁（薬局に所在地を管轄する都道府県労働局が薬局ごとに振り出した番号）を記録する。	
郵便番号	英数	7	可変	１　労災保険指定薬局の郵便番号を記録する。 ２　郵便番号の記録は任意とする。	
指定薬局所在地	漢字	80	可変	労災保険指定薬局の所在地を記録する。	
指定薬局開設者氏名	漢字	40	可変	１　労災保険指定薬局の開設者の姓名を記録する。 ２　姓と名の間に１文字分の“スペース”を記録する。 ３　モード毎の文字数の上限は、次のとおりとする。 英数：４０文字 漢字：２０文字 ４　英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
請求金額	数字	9	可変	1 労災薬剤費請求書単位のレセプトを１ボリュームに記録した場合は、各レセプトの総合計額を記録する。 2 労災薬剤費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、最終ボリュームに各レセプトの総合計額を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	
内訳書添付枚数	数字	3	可変	1 労災薬剤費請求書単位のレセプトを１ボリュームに記録した場合は、労災薬剤費請求書単位のレセプトの総件数を記録する。 2 労災薬剤費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、最終ボリュームにレセプトの総件数を記録する。 3 その他の場合は、記録を省略する。	１ファイルに添付できる内訳書添付枚数は、最大で997 枚とする。
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	1 労災薬剤費請求書単位のレセプトを１ボリュームに記録した場合は、“99”を記録する。 2 労災薬剤費請求書単位のレセプトを複数ボリュームに分割して記録した場合は、ボリューム単位ごとに“01”から昇順に2 桁の連続番号を記録し、最終ボリュームに“99”を記録する。	

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

別表 各種コードに関する事項

別表 1　都道府県コード

コード名	コード	内容
都道府県コード	０１	北海道
	０２	青森
	０３	岩手
	０４	宮城
	０５	秋田
	０６	山形
	０７	福島
	０８	茨城
	０９	栃木
	１０	群馬
	１１	埼玉
	１２	千葉
	１３	東京
	１４	神奈川
	１５	新潟
	１６	富山
	１７	石川
	１８	福井
	１９	山梨
	２０	長野
	２１	岐阜
	２２	静岡
	２３	愛知
	２４	三重
	２５	滋賀
	２６	京都
	２７	大阪
	２８	兵庫
	２９	奈良
	３０	和歌山
	３１	鳥取
	３２	島根
	３３	岡山
	３４	広島
	３５	山口
	３６	徳島
	３７	香川
	３８	愛媛
	３９	高知
	４０	福岡
	４１	佐賀
	４２	長崎
	４３	熊本
	４４	大分
	４５	宮崎
	４６	鹿児島
	４７	沖縄

別表 2　点数表コード

コード名	コード	内容
点数表コード	1	医科
	3	歯科
	4	調剤

別表 3 削除　（年号区分コード）

別表 4　男女区分レコード

コード名	コード	内容
男女区分コード	1	男
	2	女

別表 5　初回・継続コード

コード名	コード	内容
初回・継続コード	1	初回
	2	継続

別表 6　業務災害・通勤災害コード

コード名	コード	内容
業務災害・通勤災害コード	1	業務災害
	3	通勤災害

別表 7　帳票種別コード

コード名	コード	内容
帳票種別コード	0	34730　薬剤費請求内訳書
	1	34731　薬剤費請求内訳書（傷）

別表 8　剤形コード

コ ー ド 名	コ ー ド	内 容
剤形コード	1	内服
	2	内滴
	3	頓服
	4	注射
	5	外用
	6	浸煎
	7	湯
	9	材料

別表 9　用法コード

コード名	コード	内容
用法コード※	００１	１日３回食前服用
	００２	１日３回食間服用
	００３	１日３回食後服用
	００４	１日１回朝服用
	００５	１日１回朝食前服用
	００６	１日１回朝食後服用
	００７	１日１回昼服用
	００８	１日１回昼食前服用
	００９	１日１回昼食後服用
	０１０	１日１回夕服用
	０１１	１日１回夕食前服用
	０１２	１日１回夕食後服用
	０１３	１日１回就寝前服用
	０１４	授乳時服用
	０１５	１日２回朝昼食前服用
	０１６	１日２回朝昼食後服用
	０１７	１日２回朝夕食前服用
	０１８	１日２回朝夕食後服用
	０１９	１日２回昼夕食前服用
	０２０	１日２回昼夕食後服用
	０２１	１日４回食後寝前服用
	０２２	毎１時間
	０２３	毎２時間
	０２４	毎３時間
	０２５	毎４時間
	０２６	毎５時間
	０２７	毎６時間
	０２８	毎７時間
	０２９	毎８時間
	０３０	毎９時間
	０３１	毎１０時間
	０３２	毎１１時間
	０３３	毎１２時間
	０３４	毎２４時間
	０３５	１日２回朝食前寝前服用
	０３６	１日２回朝食後寝前服用
	０３７	１日２回昼食前寝前服用
	０３８	１日２回昼食後寝前服用
	０３９	１日２回夕食前寝前服用
	０４０	１日２回夕食後寝前服用
	０４１	１日３回朝昼食前寝前服用
	０４２	１日３回朝昼食後寝前服用
	０４３	１日３回朝夕食前寝前服用
	０４４	１日３回朝夕食後寝前服用
	０４５	１日３回昼夕食前寝前服用
	０４６	１日３回昼夕食後寝前服用
	０４７	１日４回食前寝前服用
	０４８	起床時服用
	９００	（未コード化用法）

注　類似する用法がある場合は、必ず００１～０４８のコードを使用し、９００は使用しないこと。
例）「分３食後」は「００３」を使用する。
※用法コードの説明を本別表末尾に添付する。

別表10　算定区分コード

コード名	コード	内容
算定区分コード	1	算定する （薬剤調製料又は調剤管理料を算定する場合（薬剤調製料又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、薬剤調製料又は調剤管理料点数が“0”となる場合を含む。））
	2	算定しない （薬剤調製料又は調剤管理料算定可能剤数超過等の場合（薬剤調製料又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、薬剤調製料又は調剤管理料点数が“0”となる場合を含む。））
	3	算定しない （漸減療法等で、調剤数量を合算する場合（薬剤調製料又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、算定先の薬剤調製料又は調剤管理料点数が“0”となる場合を含む。））
	4	算定しない （服用時点が同一の場合（薬剤調製料又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、算定先の薬剤調製料又は調剤管理料点数が“0”となる場合を含む。））
	6	算定しない （同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合（薬剤調製料又は調剤管理料を包括する薬学管理料等を算定する場合で、算定先の薬剤調製料又は調剤管理料点数が“0”となる場合を含む。））

注　（　）内の文字は表示されない。

別表11　分割調剤種類コード

コード名	コード	内容
分割調剤種類コード	1	14日分を超える投薬に係る分割調剤
	2	後発医薬品に係る分割調剤

別表12　混合区分コード

コード名	コード	内容
混合区分コード	1	計量混合
	2	自家製剤
	3	無菌製剤

別表13　特定器材単位コード

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	００１	分
	００２	回
	００３	種
	００４	箱
	００５	巻
	００６	枚
	００７	本
	００８	組
	００９	セット
	０１０	個
	０１１	裂
	０１２	方向
	０１３	トローチ
	０１４	アンプル
	０１５	カプセル
	０１６	錠
	０１７	丸
	０１８	包
	０１９	瓶
	０２０	袋
	０２１	瓶（袋）
	０２２	管
	０２３	シリンジ
	０２４	回分
	０２５	テスト分
	０２６	ガラス筒
	０２７	桿錠
	０２８	単位
	０２９	万単位
	０３０	フィート
	０３１	滴
	０３２	ｍｇ
	０３３	ｇ
	０３４	ｋｇ
	０３５	ｃｃ
	０３６	ｍＬ
	０３７	Ｌ
	０３８	ｍＬＶ
	０３９	バイアル
	０４０	ｃｍ
	０４１	ｃｍ２
	０４２	ｍ
	０４３	μＣｉ
	０４４	ｍＣｉ
	０４５	μｇ

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	０４６	管（瓶）
	０４７	筒
	０４８	ＧＢｑ
	０４９	ＭＢｑ
	０５０	ＫＢｑ
	０５１	キット
	０５２	国際単位
	０５３	患者当り
	０５４	気圧
	０５５	缶
	０５６	手術当り
	０５７	容器
	０５８	ｍＬ（ｇ）
	０５９	ブリスター
	０６０	シート
	０６１	カセット

別表14　都道府県労働局コード

コード名	コード	内容
都道府県労働局コード	０１	北海道労働局
	０２	青森労働局
	０３	岩手労働局
	０４	宮城労働局
	０５	秋田労働局
	０６	山形労働局
	０７	福島労働局
	０８	茨城労働局
	０９	栃木労働局
	１０	群馬労働局
	１１	埼玉労働局
	１２	千葉労働局
	１３	東京労働局
	１４	神奈川労働局
	１５	新潟労働局
	１６	富山労働局
	１７	石川労働局
	１８	福井労働局
	１９	山梨労働局
	２０	長野労働局
	２１	岐阜労働局
	２２	静岡労働局
	２３	愛知労働局
	２４	三重労働局
	２５	滋賀労働局
	２６	京都労働局
	２７	大阪労働局
	２８	兵庫労働局
	２９	奈良労働局
	３０	和歌山労働局
	３１	鳥取労働局
	３２	島根労働局
	３３	岡山労働局
	３４	広島労働局
	３５	山口労働局
	３６	徳島労働局
	３７	香川労働局
	３８	愛媛労働局
	３９	高知労働局
	４０	福岡労働局
	４１	佐賀労働局
	４２	長崎労働局
	４３	熊本労働局
	４４	大分労働局
	４５	宮崎労働局
	４６	鹿児島労働局
	４７	沖縄労働局

別表15　労働基準監督署コード

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	北海道労働局	０１	札幌中央労働基準監督署
		０２	函館労働基準監督署
		０３	小樽労働基準監督署
		０４	岩見沢労働基準監督署
		０５	旭川労働基準監督署
		０６	帯広労働基準監督署
		０７	滝川労働基準監督署
		０８	北見労働基準監督署
		０９	室蘭労働基準監督署
		１０	釧路労働基準監督署
		１１	名寄労働基準監督署
		１２	小樽労働基準監督署倶知安支署
		１３	留萌労働基準監督署
		１４	稚内労働基準監督署
		１５	浦河労働基準監督署
		１７	苫小牧労働基準監督署
		１８	札幌東労働基準監督署
	青森労働局	０１	青森労働基準監督署
		０２	弘前労働基準監督署
		０３	八戸労働基準監督署
		０４	五所川原労働基準監督署
		０５	十和田労働基準監督署
		０６	むつ労働基準監督署
	岩手労働局	０１	盛岡労働基準監督署
		０２	宮古労働基準監督署
		０３	花巻労働基準監督署
		０４	釜石労働基準監督署
		０５	一関労働基準監督署
		０６	二戸労働基準監督署
		０７	大船渡労働基準監督署
	宮城労働局	０１	仙台労働基準監督署
		０２	石巻労働基準監督署
		０３	古川労働基準監督署
		０４	大河原労働基準監督署
		０６	瀬峰労働基準監督署
	秋田労働局	０１	秋田労働基準監督署
		０２	能代労働基準監督署
		０３	大館労働基準監督署
		０４	横手労働基準監督署
		０５	大曲労働基準監督署
		０６	本荘労働基準監督署

別表

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	山形労働局	０１	山形労働基準監督署
		０２	米沢労働基準監督署
		０３	庄内労働基準監督署
		０５	新庄労働基準監督署
		０６	村山労働基準監督署
	福島労働局	０１	福島労働基準監督署
		０２	郡山労働基準監督署
		０３	いわき労働基準監督署
		０４	会津労働基準監督署
		０５	須賀川労働基準監督署
		０６	白河労働基準監督署
		０７	喜多方労働基準監督署
		０８	相馬労働基準監督署
		０９	富岡労働基準監督署
	茨城労働局	０１	水戸労働基準監督署
		０２	日立労働基準監督署
		０３	土浦労働基準監督署
		０４	筑西労働基準監督署
		０５	古河労働基準監督署
		０７	常総労働基準監督署
		０８	龍ヶ崎労働基準監督署
		０９	鹿嶋労働基準監督署
	栃木労働局	０１	宇都宮労働基準監督署
		０２	足利労働基準監督署
		０３	栃木労働基準監督署
		０５	鹿沼労働基準監督署
		０６	大田原労働基準監督署
		０７	日光労働基準監督署
		０８	真岡労働基準監督署
	群馬労働局	０１	高崎労働基準監督署
		０２	前橋労働基準監督署
		０４	桐生労働基準監督署
		０５	太田労働基準監督署
		０６	沼田労働基準監督署
		０７	藤岡労働基準監督署
		０８	中之条労働基準監督署

別表

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	埼玉労働局	０１	さいたま労働基準監督署
		０２	川口労働基準監督署
		０４	熊谷労働基準監督署
		０５	川越労働基準監督署
		０６	春日部労働基準監督署
		０７	所沢労働基準監督署
		０８	行田労働基準監督署
		０９	秩父労働基準監督署
	千葉労働局	０１	千葉労働基準監督署
		０２	船橋労働基準監督署
		０３	柏労働基準監督署
		０４	銚子労働基準監督署
		０６	木更津労働基準監督署
		０７	茂原労働基準監督署
		０８	成田労働基準監督署
		０９	東金労働基準監督署
	東京労働局	０１	中央労働基準監督署
		０３	上野労働基準監督署
		０４	三田労働基準監督署
		０５	品川労働基準監督署
		０６	大田労働基準監督署
		０７	渋谷労働基準監督署
		０８	新宿労働基準監督署
		０９	池袋労働基準監督署
		１０	王子労働基準監督署
		１１	足立労働基準監督署
		１２	向島労働基準監督署
		１３	亀戸労働基準監督署
		１４	江戸川労働基準監督署
		１５	八王子労働基準監督署
		１６	立川労働基準監督署
		１７	青梅労働基準監督署
		１８	三鷹労働基準監督署
		１９	八王子労働基準監督署町田支署
		２０	小笠原総合事務所
	神奈川労働局	０１	横浜南労働基準監督署
		０２	鶴見労働基準監督署
		０３	川崎南労働基準監督署
		０４	川崎北労働基準監督署
		０５	横須賀労働基準監督署
		０６	横浜北労働基準監督署
		０７	平塚労働基準監督署
		０８	藤沢労働基準監督署
		０９	小田原労働基準監督署
		１０	厚木労働基準監督署
		１１	相模原労働基準監督署
		１２	横浜西労働基準監督署

別表

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	新潟労働局	０１	新潟労働基準監督署
		０２	長岡労働基準監督署
		０３	上越労働基準監督署
		０４	三条労働基準監督署
		０６	新発田労働基準監督署
		０７	新津労働基準監督署
		０８	小出労働基準監督署
		０９	十日町労働基準監督署
		１１	佐渡労働基準監督署
	富山労働局	０１	富山労働基準監督署
		０２	高岡労働基準監督署
		０３	魚津労働基準監督署
		０４	砺波労働基準監督署
	石川労働局	０１	金沢労働基準監督署
		０２	小松労働基準監督署
		０３	七尾労働基準監督署
		０５	穴水労働基準監督署
	福井労働局	０１	福井労働基準監督署
		０２	敦賀労働基準監督署
		０３	武生労働基準監督署
		０４	大野労働基準監督署
	山梨労働局	０１	甲府労働基準監督署
		０２	都留労働基準監督署
		０３	鰍沢労働基準監督署
	長野労働局	０１	松本労働基準監督署
		０２	長野労働基準監督署
		０３	岡谷労働基準監督署
		０４	上田労働基準監督署
		０５	飯田労働基準監督署
		０６	中野労働基準監督署
		０７	小諸労働基準監督署
		０８	伊那労働基準監督署
		１０	大町労働基準監督署

別表

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	岐阜労働局	０１	岐阜労働基準監督署
		０２	大垣労働基準監督署
		０３	高山労働基準監督署
		０４	多治見労働基準監督署
		０５	関労働基準監督署
		０６	恵那労働基準監督署
		０７	岐阜八幡労働基準監督署
	静岡労働局	０１	浜松労働基準監督署
		０２	静岡労働基準監督署
		０３	沼津労働基準監督署
		０５	三島労働基準監督署
		０６	富士労働基準監督署
		０７	磐田労働基準監督署
		０８	島田労働基準監督署
	愛知労働局	０１	名古屋北労働基準監督署
		０２	名古屋南労働基準監督署
		０３	名古屋東労働基準監督署
		０４	豊橋労働基準監督署
		０６	岡崎労働基準監督署
		０７	一宮労働基準監督署
		０８	半田労働基準監督署
		０９	津島労働基準監督署
		１０	瀬戸労働基準監督署
		１１	刈谷労働基準監督署
		１２	岡崎労働基準監督署西尾支署
		１３	江南労働基準監督署
		１４	名古屋西労働基準監督署
		１５	豊田労働基準監督署
	三重労働局	０１	四日市労働基準監督署
		０２	松阪労働基準監督署
		０３	津労働基準監督署
		０４	伊勢労働基準監督署
		０６	伊賀労働基準監督署
		０７	熊野労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	滋賀労働局	０１	大津労働基準監督署
		０２	彦根労働基準監督署
		０４	東近江労働基準監督署
	京都労働局	０１	京都上労働基準監督署
		０２	京都下労働基準監督署
		０３	京都南労働基準監督署
		０４	福知山労働基準監督署
		０５	舞鶴労働基準監督署
		０６	丹後労働基準監督署
		０７	園部労働基準監督署
	大阪労働局	０１	大阪中央労働基準監督署
		０２	大阪南労働基準監督署
		０４	天満労働基準監督署
		０５	大阪西労働基準監督署
		０６	西野田労働基準監督署
		０７	淀川労働基準監督署
		０８	東大阪労働基準監督署
		０９	岸和田労働基準監督署
		１０	堺労働基準監督署
		１１	羽曳野労働基準監督署
		１２	北大阪労働基準監督署
		１３	泉大津労働基準監督署
		１４	茨木労働基準監督署
	兵庫労働局	０１	神戸東労働基準監督署
		０２	神戸西労働基準監督署
		０３	尼崎労働基準監督署
		０４	姫路労働基準監督署
		０５	伊丹労働基準監督署
		０６	西宮労働基準監督署
		０７	加古川労働基準監督署
		０８	西脇労働基準監督署
		０９	但馬労働基準監督署
		１０	相生労働基準監督署
		１１	淡路労働基準監督署
	奈良労働局	０１	奈良労働基準監督署
		０２	葛城労働基準監督署
		０３	桜井労働基準監督署
		０４	大淀労働基準監督署
	和歌山労働局	０１	和歌山労働基準監督署
		０２	御坊労働基準監督署
		０３	橋本労働基準監督署
		０４	田辺労働基準監督署
		０５	新宮労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	鳥取労働局	０１	鳥取労働基準監督署
		０２	米子労働基準監督署
		０３	倉吉労働基準監督署
	島根労働局	０１	松江労働基準監督署
		０２	出雲労働基準監督署
		０３	浜田労働基準監督署
		０４	益田労働基準監督署
	岡山労働局	０１	岡山労働基準監督署
		０２	倉敷労働基準監督署
		０４	津山労働基準監督署
		０５	笠岡労働基準監督署
		０６	和気労働基準監督署
		０７	新見労働基準監督署
	広島労働局	０１	広島中央労働基準監督署
		０２	呉労働基準監督署
		０３	福山労働基準監督署
		０４	三原労働基準監督署
		０５	尾道労働基準監督署
		０６	三次労働基準監督署
		０７	広島北労働基準監督署
		０９	廿日市労働基準監督署
	山口労働局	０１	下関労働基準監督署
		０２	宇部労働基準監督署
		０３	徳山労働基準監督署
		０４	下松労働基準監督署
		０５	岩国労働基準監督署
		０８	山口労働基準監督署
		０９	萩労働基準監督署
	徳島労働局	０１	徳島労働基準監督署
		０２	鳴門労働基準監督署
		０３	三好労働基準監督署
		０４	阿南労働基準監督署
	香川労働局	０１	高松労働基準監督署
		０２	丸亀労働基準監督署
		０３	坂出労働基準監督署
		０４	観音寺労働基準監督署
		０５	東かがわ労働基準監督署
	愛媛労働局	０１	松山労働基準監督署
		０２	新居浜労働基準監督署
		０３	今治労働基準監督署
		０４	八幡浜労働基準監督署
		０５	宇和島労働基準監督署
	高知労働局	０１	高知労働基準監督署
		０２	須崎労働基準監督署
		０３	四万十労働基準監督署
		０４	安芸労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

コード名	局名	コード	内容
労働基準監督署コード	福岡労働局	０１	福岡中央労働基準監督署
		０２	大牟田労働基準監督署
		０３	久留米労働基準監督署
		０４	飯塚労働基準監督署
		０６	北九州西労働基準監督署
		０７	北九州東労働基準監督署
		０８	北九州東労働基準監督署門司支署
		０９	田川労働基準監督署
		１０	直方労働基準監督署
		１１	行橋労働基準監督署
		１２	八女労働基準監督署
		１３	福岡東労働基準監督署
	佐賀労働局	０１	佐賀労働基準監督署
		０２	唐津労働基準監督署
		０３	武雄労働基準監督署
		０４	伊万里労働基準監督署
	長崎労働局	０１	長崎労働基準監督署
		０２	佐世保労働基準監督署
		０３	江迎労働基準監督署
		０４	島原労働基準監督署
		０５	諫早労働基準監督署
		０６	対馬労働基準監督署
	熊本労働局	０１	熊本労働基準監督署
		０２	八代労働基準監督署
		０３	玉名労働基準監督署
		０４	人吉労働基準監督署
		０５	天草労働基準監督署
		０６	菊池労働基準監督署
	大分労働局	０１	大分労働基準監督署
		０２	中津労働基準監督署
		０３	佐伯労働基準監督署
		０４	日田労働基準監督署
		０５	豊後大野労働基準監督署
	宮崎労働局	０１	宮崎労働基準監督署
		０２	延岡労働基準監督署
		０３	都城労働基準監督署
		０４	日南労働基準監督署
	鹿児島労働局	０１	鹿児島労働基準監督署
		０２	川内労働基準監督署
		０３	鹿屋労働基準監督署
		０４	加治木労働基準監督署
		０７	名瀬労働基準監督署
	沖縄労働局	０１	那覇労働基準監督署
		０２	沖縄労働基準監督署
		０３	名護労働基準監督署
		０４	宮古労働基準監督署
		０５	八重山労働基準監督署

別表16　包括管理料等コード

コード名	コード	内容
包括管理料等コード	０１	かかりつけ薬剤師包括管理料※

※　包括管理料等コードについては、令和８年６月調剤以降分の場合、記録を省略する。

別表17　他医療機関受診コード

コード名	コード	内容
他医療機関受診コード	０１	出来高入院料を算定する病床に入院中の他医療機関受診
	０２	療養病棟入院基本料等を算定する病床に入院中の他医療機関受診
	０３	ＤＰＣ入院中の他医療機関受診

別表18　減算区分コード

コード名	コード	内容
減算区分コード	０１	薬剤料逓減（９０／１００）（内服薬）

労災レセプト電算処理システム
オンライン又は光ディスクによる請求に係る記録条件仕様（調剤用）令和８年６月版

※用法コードの説明

テーブル名	コード		内容								
			朝食		食間	昼食		食間	夕食		食間
			前	後		前	後		前	後	
用法コード	００１	食前	○			○			○		
	００２	食間			○			○			○
	００３	食後		○			○			○	
	００４	朝	○								
	００５	朝食前	○								
	００６	朝食後		○							
	００７	昼				○					
	００８	昼食前				○					
	００９	昼食後					○				
	０１０	夕							○		
	０１１	夕食前							○		
	０１２	夕食後								○	
	０１３	就寝前									○
	０１５	朝昼食前	○			○					
	０１６	朝昼食後		○			○				
	０１７	朝夕食前	○						○		
	０１８	朝夕食後		○						○	
	０１９	昼夕食前				○			○		
	０２０	昼夕食後					○			○	
	０２１	食後寝前		○			○			○	○
	０３５	朝食前寝前	○								○
	０３６	朝食後寝前		○							○
	０３７	昼食前寝前				○					○
	０３８	昼食後寝前					○				○
	０３９	夕食前寝前							○		○
	０４０	夕食後寝前								○	○
	０４１	朝食前寝前	○			○					○
	０４２	朝食後寝前		○			○				○
	０４３	朝夕前寝前	○						○		○
	０４４	朝夕後寝前		○						○	○
	０４５	昼夕前寝前				○			○		○
	０４６	昼夕後寝前					○			○	○
	０４７	食前寝前	○			○			○		○
	０４８	起床時	○								

別添

処方基本レコードの「別表 8 剤形コード」と調剤情報レコードの「別表10 算定区分コード」の対応表

			算定区分コード				
			1	2	3	4	6
			算定する	算定しない（薬剤調製料又は調剤管理料算定可能剤数超過等の場合）	算定しない（漸減療法等で、調剤数量を合算する場合）	算定しない（服用時点が同一の場合）	算定しない（同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合）
剤形コード	1	内服	○	○	○	○	○
	2	内滴	○	○	×	○	×
	3	屯服	○	○	×	×	×
	4	注射	○	○	×	×	×
	5	外用	○	○	×	×	○
	6	浸煎	○	○	×	×	×
	7	湯	○	○	○	×	×
	9	材料	－	○	－	－	－